２．試験の区分「農業土木」及び「林業」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農業土木	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	仙台市
	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、長野市、松本市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市	名古屋市
	金沢市、富山市、福井市	金沢市
	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市	京都市
	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	岡山市
	徳島市、高松市、松山市、高知市	高松市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市
林業	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市	秋田市
	福島市、水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、静岡市	前橋市
	長野市、松本市、岐阜市、名古屋市、富山市	長野市
	津市、金沢市、福井市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	大阪市
	徳島市、高松市、松山市、高知市	高知市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

別記３

国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

試験の区分「技術」は、採用を希望する地域（試験の区分）に対応する第２次試験地で受験する。

試験の区分「農業土木」は、第１次試験を受験した都市に対応する第２次試験地で受験する。

なお、試験場は、原則として下記の第２次試験地の都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、下記の第２次試験地の都市周辺に設ける場合もある。

１．試験の区分「技術」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
技術北海道地域	札幌市、仙台市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、那覇市	札幌市
技術関東甲信越地域		前橋市、さいたま市、東京都、長野市
技術東海北陸地域		名古屋市、金沢市
技術近畿地域		京都市、大阪市
技術中国地域		岡山市、広島市
技術四国地域		高松市、高知市
技術沖縄地域		那覇市

㈱　第２次試験地が複数都市ある場合は、第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市とする。

２．試験の区分「農業土木」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農業土木	札幌市	札幌市
	仙台市	仙台市
	千葉市、東京都、長野市	さいたま市
	新潟市、金沢市	金沢市
	名古屋市	名古屋市
	京都市、大阪市、神戸市	京都市
	広島市	岡山市
	高松市	高松市
	福岡市	熊本市
	那覇市	那覇市